

7 重要事項の説明

①重要事項説明書とは

買主様が不動産を購入しようとするとき、安全な取引を行うためには、お客様自身が取引する物件や取引条件等の重要な事項（以下、「重要事項」と表記）について、十分にその内容を確認し、納得の上で売約契約を締結する必要があります。

そのため国内の不動産取引においては、宅地建物取引業法に基づき宅地建物取引士が契約前に書面（「重要事項説明書」と言います。）をもって説明を行い、お客様に取引内容を十分にご理解いただいた上で、ご契約いただくようになっています。

重要事項説明書はその名の通り、取引する物件や取引条件に関するとても重要な事項について説明する書類ですので、取引内容を十分にご確認・ご理解頂くようお願いいたします。

②基本記載事項

重要な事項として宅地建物取引士が説明する事項は、宅地建物取引業法に定められた取引物件に関する事項や、取引条件に関する事項等となっています。

この他にもお客様の購入意思の決定に影響を与える事項等がある場合には、宅地建物取引士が説明することになっています。